

農協改革に関する意見書

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水資源などの自然環境のもと、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、市民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。

こうした中で、本市の農業協同組合（以下「JA」という。）は、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。

特に、本市は都市化が進展し、農地が減少しつつあり、また、農業者の高齢化に伴う担い手の減少が顕著な地域である。これに対し、JAは、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やインショップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しており、本市の社会・経済上なくてはならない組織となっている。

このような中、国は、2019年5月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等を始めとする、農協改革集中推進期間中の改革を促している。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

一方、JAグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障を来すことが懸念される。

そもそも、JAは組合員の民主的な協同組織である。JAのあり方を決めるのは国ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれる。

よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

- 1 信用事業譲渡及び准組合員利用規則の導入は、JAの主催者たる組合員の判断に基づき慎重に対応すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

尾張旭市議会議長 早川 八郎

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣
殿